

# 令和5年度 普天間第二小学校部活動規約

(本規約は令和4年6月1日より施行する。)

## 1 部活動の意義

部活動(スポーツ少年団)は、スポーツに親しみ、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、互いに励まし合い、協力する中で、友情を深め、フェアプレイの精神を学ぶ場となっている。

## 2 普天間第二小学校部活動名

### (1) 運動場使用の部活

①野球部 ②サッカー部

### (2) 体育館使用の部活

①男子バスケットボール部 ②女子バスケットボール部 ③バレーボール部  
④ハンドボール部 ⑤バトミントン部

## 3 活動日について

- (1) 平日は、週2回(活動日は、各部活動で調整して申請する)
- (2) 休日は、土曜・日曜(祝日は、各部活動で調整して活動)

## 4 活動時間について

活動時間は、県の方針に沿って次の通りとする。

### (1) 平日活動時間

- ① 夏季 4月～11月(17:00～19:00:2時間)
  - ② 冬季12月～3月(16:30～18:30:2時間)とする。
- ※平日の活動時間も、各部活動で調整し時間帯を決める。

### (2) 休日活動時間(土曜日)

休日活動時間(日曜・祝日)

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| ① 8:00～10:30(2時間30分)  | ① 9:00～12:00(3時間)  |
| ② 10:30～13:00(2時間30分) | ② 12:00～15:00(3時間) |
| ③ 13:00～15:30(2時間30分) | ③ 15:00～18:00(3時間) |
| ④ 15:30～18:00(2時間30分) |                    |

※休日の活動時間も、各部活動で調整し時間帯を決める。

※運動場で活動する部活動は、お互いに調整し3時間とする

## 5 休養日(活動休止日)について

- (1) 週に2日以上休養日とする。
- (2) 県が定める、第3日曜日(家庭の日)を原則休養日とする。  
※ 大会等で練習ができなかった振り替え日として、あてることができる。  
ただし、学校の許可をとること
- (3) 学校閉庁日、(8月の第二 水曜・木曜・金曜)部活動を休止とする。
- (4) 旧盆の3日間は、部活動を休止とする。
- (5) 年末・年始(12/31～1/3)は、部活動を休止とする。

## 6 学校施設使用許可申請書および学校備品借用について

(1) 各部活動は、次月の活動願いを20日までに申請書を事務室に提出し学校長に許可をとる。

※ 許可を得た申請書は、部活動BOX3日後に受け取る。

(2) PTAで購入した(カラーコーン等)備品を借用する際は、7日前までに借用書を提出する。

## 7 大会(練習試合)等について

(1) 本校で大会等を開催したい場合は、10日前までに「学校施設許可申請書」を提出する。

(2) 大会等を本校で開催し場合は、他の部活動と調整して許可をとる。

(駐車場借用の際にも、事前に許可を得る。

(3) 同月に2回以上、大会等の会場校にならないよう留意する。

(他の部活動の練習時間確保のため)

※職員駐車場(休日に仕事をするため)として、駐車場5台分を空ける。(地下駐車場)

## 8 その他

(1) 土曜日、日曜日の休日等の活動後は、十分な休息を取らせる。

※次の日の学校(学業)に影響(欠席)がないようにお願いします。

(2) 大人(指導者や保護者)不在での練習および自主練習は行わない。

(3) 活動後は、運動場および体育館の清掃を行う。(トイレの保清にも努める)

(4) 活動前後の買い食い、ゴミのポイ捨て等を行わないよう指導する。

(5) 体育館・運動場等では、常に道具・用具の整理整頓を心がける。

(6) 体育館舞台・ギャラリー等での練習は行わない。※舞台照明等があるため。

(7) 活動で使用する施設・設備、備品の安全点検を行う。

(8) 体育館の電気の消灯および施錠等は、(指導者又は保護者)が行う。

(9) 大会等で駐車場を借用する場合は、駐車場誘導係をおき、安全を確保する。

(10) 体育館前・運動場前・児童玄関前は、車の乗り入れをしない。

(11) 活動中に出たゴミは持ち帰る。学校のゴミ箱は使わない。

(12) 大会等で他校が来校する際は、体育館・運動場、校舎周辺のゴミの片付け等を行う。

(他校の指導者や保護者へも呼びかけを行う。)

(13) PTA作業を行っている時間帯は、部活動を停止とする。

(14) 部活動連絡会で確認した内容は、確実に保護者・関係者へ知らせる。

(15) OB会等を行う際も、事前に「学校施設許可申請書」を提出する。

(校内で、ガスや火等を扱うことは、禁止とする)

※トイレットペーパー(消耗品)を、現物で学校へ提供する

(6個入り×5セット:1学期2セット、2学期2セット、3学期1セット)